

物品売買契約書（単価契約）（案）

1. 物 件 名 砕石購入（宮古地区 2 回目）
2. 品質・規格・数量 別紙内訳書のとおり
3. 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
4. 納 入 期 限 令和 8 年 2 月 2 7 日まで
5. 納 入 場 所 別紙内訳書のとおり
6. 契 約 保 証 金 免除
7. 特 約 事 項 別紙 1 のとおり

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 7 年 月 日

発 注 者 岩手県宮古市磯鶏石崎 4 番 6 号
分任支出負担行為担当官
三陸北部森林管理署長 葛西 貴仁 印

受 注 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

別紙 1

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、物品売買契約約款第 11 条及び第 12 条により対応する。

別紙						
内 訳 書						
品 名	規 格	納 入 場 所	予定数量 (m3)	m³当たり単価 (円)	予 定 金 額 (円)	路 線 内 訳 (運搬距離の範囲)
再生 クラッシャーラン	RC-40 (0～ 40mm)	十二神林道ほか	130			十二神林道、与奈林道、豊間根林道、タクリ沢林道 (10km以上20km未満)
		落合林道	20			落合林道 (20km以上30km未満)
		鯨山林道	30			鯨山林道 (30km以上40km未満)
小計			180			
岩ズリ		豊間根林道	20			豊間根林道 (20km以上30km未満)
小計			20			
合計			200			
消費税額						
総計			200			

※運搬距離は、最寄りプラントからの距離である。

※10tダンプトラックによる運搬とする。